

久が原ハーモニー保育園 重要事項の概要

1 保育園の概要

名称	社会福祉法人扶壮会 久が原ハーモニー保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒146-0085 大田区久が原一丁目1番9号						
管理者氏名	園長 山田 訓子						
開設年月日	平成20年12月1日						
連絡先	電話番号：03-3752-2982 F A X 番号：03-3752-2983						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 ■緊急一時保育						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	6人	10人	14人	14人	14人	14人	76人

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人扶壮会
法人等種別	社会福祉法人
所在地	〒144-0051 大田区西蒲田四丁目27番2号
代表者氏名	理事長 山田 倫子
連絡先	電話番号：03-5747-3123
設立年月日	平成17年9月20日

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	職務	備考
園長	1名	—	施設の業務を総括し、資質向上を図る	
保育士	12名	3名	保育計画を立案し充実した活動ができるよう保育を行う	
栄養士	2名	—	献立作成及び給食運営全般を行う	
調理員	1名	2名	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う	
看護師	1名	—	児童の健康管理と当園全般の衛生管理を行う	
嘱託医	—	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談・指導を行う	どうどうクリニック
嘱託歯科医	—	1名		たいらまち歯科クリニック
事務員	1名	—	施設の運営管理・会計業務を行う	
その他	1名	6名	保育士の補助及び準備、清掃を行う	用務員含む

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4 保育園の目的及び運営方針等

事業運営方針	児童福祉法に基づき、保育に欠けるすべての子どもにとって、もっともふさわしい生活の場を保障し、利用者（子どもと保護者）の最善の利益を尊重する。また地域における子育て支援の核として愛情と信頼を基盤とした暖かい保育を目指す。
保育理念	こころの優しい思いやりのある子どもに育てる
保育方針等	<保育目標> 『知・情・体』の三位一体の総合教育に『食育』を重視した「養護と教育」をすすめ、幼児の可能性を伸ばす教育を行う。 知・・・人の話を集中して聞き、自分で考えて行動できる <あたま> 情・・・誰とでもやさしい気持ちで接し、コミュニケーションできる <こころ> 体・・・いつもたくましく、いきいきと躍動する <からだ> 食・・・食に感謝し、よく食べる健康な子ども <保育方針> （１）保護者、地域の方々そして保育園が連携し、日々子どもたちの最善の幸福の追求のために努力する。 （２）職員は豊かな愛情を持って子どもたちに接し、保育技術の習得、資質の向上に努める。 （３）子どもが主体的、意欲的に活動できるように環境を整え、乳幼児期にふさわしい遊びや体験を通して、たくましい好奇心と運動意欲にあふれ、感動する心、生きる力や何事も乗り越えられる力が育つよう援助する。 （４）しっかりと栄養管理された食事を摂り、栽培活動を通して野菜を育て、収穫、観察、調理することで食物への感謝の心と、食への愛着を育む。

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

（１）開園日、開園時間及び保育時間（保育の必要量の区分）

◆月曜日から土曜日まで

◆午前７時30分から午後6時30分まで（午後6時30分から午後7時30分は延長保育時間）

保育標準時間認定	1日あたり原則8時間、最長11時間
保育短時間認定	1日あたり最長8時間
延長保育	午後6時30分～午後7時30分の1時間

◆午後6時30分までにお迎えにいらっしゃれない保護者の方のために午後7時30分までの延長保育があります。その場合、前もって申請書の提出（毎月15日まで）が必要になります。当日、仕事の都合等により急遽延長保育を行うことになった場合は、補食準備の関係上、午後4時00分までに必ず園に電話を入れて申し込んでください。

◆午後6時30分に園内でアラームが鳴り、鳴り終わった時点でお子さまをお引き取り頂けなかった場合は延長保育となりますのでご了承下さい。延長保育が利用できるのは満1才を迎えてからです。また、月極延長保育を申し込んだ方で、月極延長保育を中止する場合は、前月の末日までにお申し出ください。

◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することができる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

(2) 休園日

◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始 12月29日から1月3日まで

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

6 保護者の負担について（保育料以外）

◆月極延長保育料、スポット延長保育料（※区分は大田区保育料金階層区分を基準に決定します。）

区分	月極延長保育料（月額）/1時間	スポット延長保育料/1時間
A～B	0円	0円
B1～C6	2000円	400円
C7～17	3500円	
C18以上	5000円	

月極延長保育：申込制・定員10名（前払い集金制）

スポット延長保育：その都度お支払い、人数制限なし

◆その他

2歳児クラスより体操服の着用、3歳児クラスより制服の着用があります。ただし任意となります。

- ・黒冬服(4,510円)・男児冬ズボン(2,728円)・男児夏ズボン(2,981円)・女児夏スカート(3,102円)
- ・長袖ブラウス(2,992円)・半袖ブラウス(2,728円)・冬帽子(1,980円)・夏帽子(2,420円)
- ・体操服長袖(4,510円)・体操服長ズボン(3,135円)・体操服半袖(2,188円)・体操服半ズボン(2,068円)
- ・通園カバン(2,420円)・鍵盤ハーモニカ（5,984円）・鍵盤ハーモニカケース(396円)・制服ボタン(1個121円)

※消費税・材料高騰等の変動により、金額が変わる場合がございます。

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。		
	◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。		
	管轄	所在地及び連絡先	
救急・消防	田園調布消防署	大田区雪谷大塚町13番22号	03-3727-0119
警察	田園調布警察署	大田区田園調布1丁目1番8号	03-3722-0110
嘱託医	どうどうクリニック	大田区仲池上一丁目31番13号 片山ビル	03-5747-2333
嘱託歯科医	たいらまち歯科クリニック	目黒区平町二丁目9番22号	03-5731-4618

8 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠、警備保障
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画届出年月日	田園調布消防署 平成20年12月 届出済
防火管理者	園長 山田
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施

災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報配信	保育園では、災害時において、安否情報を園からお知らせするために、さくら連絡網・伝言ダイヤル171・web171・ブログの掲載、の4つの方法で行います。 この安否情報は、災害時に園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉に送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール情報配信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。
水害時避難場所	保育園2階遊戯室又は松仙小学校
緊急避難場所	① 大田区立松仙小学校 ② 東調布公園

◆地震に関する情報がでた場合の対応について

「災害は、忘れた頃にやってくる。」と言われてしています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。大田区では大規模地震対策特別措置法に基づき、災害から区民の皆様の生命・身体・財産を守るため、各種の防災対策を進めています。保育園においても、皆様からお預かりしているお子さんを災害から守るため、全組織をあげて対応するよう備えております。

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）

10 第三者委員による苦情解決

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

＜苦情解決の流れ＞

◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りがあります。

◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

第三者委員の連絡先は、保育園に掲示してあります。

① 保育園

受付担当者	主任 廣田
解決責任者	園長 山田
連絡先	03-3752-2982

11 賠償責任保険等の加入

全園児対象に日本保育協会の保育園総合保険に加入し、保育時間中のけがなどに対応しています。また同保険で保護者の方が参加する行事（運動会など）にも対応しています。

12 その他

（１）住所、勤務先等家庭の状況に変更がある場合

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等）に変更があった場合には、大田区保育サービス課及び園へ変更届の提出が必要となります。かならず担任、事務所に連絡してください。

（２）個人情報及び肖像権使用についての承諾について

◆個人情報の取り扱いについて

- ・保育園に提出された個人情報（住所、勤務先、ご家族のこと等）は、園の個人情報保護規定に沿って使用します。「個人情報の利用目的」以外に使用することはありません。

◆個人の肖像権について

- ・全クラス、廊下に親子写真と名前を貼り出しています。
- ・誕生月に玄関に写真、名前を貼り出しています。
- ・行事の様子をお知らせするために写真を撮って保育室前や玄関掲示板、ホームページ等に掲載、貼り出すことがあります。

◎これらの写真は上記の目的以外で使用することはありません。

◆上記の案件（個人情報・肖像権）につきまして入園時に保護者より承諾をいただいております。